

総務



総務課分室すてっぷ（知的障がい者雇用）

総 務

1 市 庁 舎

(1) 本庁舎

所在地 一宮町一丁目5番1号
 ☎65-1234

沿革 昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用）
 昭和19年5月庁舎開庁
 昭和25年11月火災により焼失
 昭和27年4月庁舎開庁
 昭和27年10月議事堂開設
 昭和41年度から庁舎建設基金設置、
 具体的検討に着手
 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置
 昭和53年7月庁舎建設着工
 昭和55年1月31日庁舎完成
 昭和55年3月3日開庁

敷地面積 1万8,320.57㎡
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建

建築面積 3,607.48㎡
 延床面積 1万5,235.94㎡
 建物の高さ 36.4m

駐車場 収容台数 200台
 建設事業費 30億1,000万円（建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円）

(2) 支所庁舎

区 分	上 部 支 所	川 東 支 所	別 子 山 支 所
所 在 地	喜光地町一丁目5番9号 ☎43-6101	松神子一丁目8番20号 ☎46-1180	別子山甲482番地の3 ☎64-2011
敷 地 面 積	1,633.05㎡	1,550.40㎡	1,808.75㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延 床 面 積	(992.28㎡の内) 305.50㎡使用	(624.23㎡の内) 101.37㎡使用	581.96㎡
建 築 年 月 日	昭和55年3月29日（新築）	昭和54年3月25日（新築） 昭和61年2月12日（増築）	昭和35年（別子小学校弟地分校新築） 昭和57年、昭和63年、平成3年（増築）
建 設 事 業 費	建設費 1億4,333万円 一部用地取得費 3,404万円	建設費 6,076万円 —	建設費 1億4,965万円 —

2 市 有 財 産

(1) 土地建物

(23. 3. 31 現在・単位：㎡)

区 分		土地(地積)	建 物 延 床 面 積			
			木 造	非木造	計	
行政財産	本 庁 舎	24,350	186	20,867	21,053	
	その他の行政機関	(消防) 施設	11,671	27	8,379	8,406
		その他の施設	688,099	212	55,826	56,038
	公共用財産	学 校	495,338	4,322	171,798	176,120
		公 営 住 宅	231,082	5,903	118,761	124,664
		公 園	503,208	127	1,436	1,563
		その他の施設	1,134,813	9,659	110,715	120,374
小 計		3,088,561	20,436	487,782	508,218	
普通財産	山 林	48,022,294	240	30	270	
	普通財産・その他一般	292,110	4,326	13,271	17,597	
	工業団地臨海工業用地	12,984	0	0	0	
	小 計	48,327,388	4,566	13,301	17,867	
合 計		51,415,949	25,002	501,083	526,085	

(2) 物 権

(23. 3. 31 現在・単位：㎡)

区 分	地 積
地 上 権	69,653
借 地 権	189,996
無 償 借 地 権	105,561
合 計	365,210

(3) 有価証券

(23. 3. 31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
株 券	132,292

(4) 出資による権利

(23. 3. 31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
愛媛県海外移住組合	3
愛媛県漁業信用基金協会	3,150
愛媛県農業信用基金協会	510
(有) 悠 楽 技 術	28,150
(有) 別子木材センター	34,880
新居浜市土地開発公社	10,000
(社) 社会福祉事業協会	1,000
地方公営企業等金融機構	8,206
愛媛県信用保証協会	17,903
財 愛媛の森林基金	14,067
財 愛媛県栽培漁業基金	13,472
財 新居浜市文化体育振興事業団	50,000
財 愛媛県テクノポリス財団	17,913
東予情報処理技術振興財団	1,000
愛媛県国際交流協会	3,789
テクノポリス開発機構	3,135
財 東予産業創造センター	375,905
愛媛県暴力追放推進センター	11,582
財 愛媛県廃棄物処理センター	539
愛媛県農林漁業後継者育成基金	16,426
愛媛県災害ボランティア支援本部	1,818
財 愛媛県スポーツ振興事業団	11,624
財 愛媛県文化振興財団	3,518
合 計	628,590

(5) 基 金

(23. 3. 31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
特 別 奨 学 基 金	31,859
奨 学 資 金 貸 付 基 金	99,495
青 野 記 念 奨 学 基 金	78,134
入 学 準 備 金 貸 付 基 金	2,227
財 政 調 整 基 金	4,668,563
土 地 開 発 基 金	2,076,908
体 育 施 設 建 設 基 金	691,596
平 尾 墓 園 管 理 基 金	104,632
文 化 振 興 基 金	1,831,347
寺 尾 音 楽 教 育 振 興 基 金	10,000
減 債 基 金	837,230
図 書 館 図 書 整 備 基 金	35,736
地 域 福 祉 基 金	544,573
生 活 文 化 ま ち づ くり 基 金	26,318
国 際 交 流 基 金	45,613
工 藤 交 通 災 害 遺 児 修 学 基 金	10,379
ふるさと・水と土保全対策基金	10,384
国民健康保険財政調整基金	443,783
介 護 給 付 費 準 備 基 金	247,947
浮 川 健 康 づ くり 基 金	50,610
公 共 施 設 整 備 基 金	121,985
別 子 山 振 興 基 金	439,524
災 害 対 策 基 金	130,796
こ ども 夢 未 来 基 金	9,522
合 併 振 興 基 金	1,854,125
あ か が ね 基 金	131,578
介 護 従 事 者 処 遇 改 善 特 例 基 金	5,259
環 境 保 全 基 金	17,963
合 計	14,558,086

平尾墓園管理基金	平成23年5月31日	1,739千円	取崩し
減債基金	平成23年5月31日	24,028千円	取崩し
介護給付費準備基金	平成23年5月31日	30,786千円	取崩し
別子山振興基金	平成23年5月31日	8,244千円	取崩し
あかがね基金	平成23年5月31日	18,706千円	取崩し

3 債 権 管 理

地方分権改革により国と地方との役割の抜本的な見直しが進められ、さらなる権限の移譲により自治体が主体的にまちづくりを推進することが可能となってきた。この権限を効果的に施策へ反映するためにはそれに見合う財源が必要であり、これまで以上に経費の節減及び市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について一層の適正管理に向けた方針・手法について検討・実施している。

(1) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に

取り組むための基本的な考え方を示しており、この計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収対策に努めることにより、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平、公正な市政運営の推進を図ることを目的としている。

(2) 強制徴収債権の滞納整理

税外債権で、市税の徴収と同様の手続きによる債権回収が可能なもので特に徴収困難な案件について、徴収担当課から債権管理対策室に徴収事務を引き継ぎ、滞納処分(差押)を含めて滞納額圧縮に向けた滞納整理事務を進めている。平成23年度までは国保料・保育料の滞納整理を行い、平成24年度以降は、介護保険料等の強制徴収債権移管対象の拡大を図っていく予定である。

移管引受債権の徴収実績

(引受期間 23. 1. 4 ~ 24. 3. 31)

(23. 3. 31 現在)

区分	項目	引受件数	引受金額 (本料のみ)	徴収金額 (督促手数料・延滞金含む)	徴 収 率	差押件数
	保育所保育料	40 件	34,834,010 円	7,309,273 円	18.98 %	15 件
	国民健康保険料	10	6,923,730	1,654,923	22.20	3
	計	50	41,757,740	8,964,196	19.51	18

4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区 分		年 度	20	21	22
工 事 請 負 契 約	市 内 業 者	件 数	482	555	576
		金 額	4,220,001	6,063,831 (351,225)	6,190,499
	市 外 業 者	件 数	41	45 (1)	48
		金 額	759,013	1,302,502 (351,225)	1,451,303
	小 計	件 数	523	600 (1)	624
		金 額	4,979,014	7,366,333 (702,450)	7,641,802
物 品 購 入 契 約	件 数	2,582	2,782	2,989	
	金 額	281,664	332,840	220,332	

注：1. () 内件数は共同企業体

2. () 内金額は出資比率による。

3. 出資比率の多い方に件数を入れる。

4. 水道局契約分を含む。

5 市 税

(1) 税目・税率等

(23.4.1 現在)

税 目	区 分 ・ 税 率 等			納税義務者		
個 人	均等割	定額 3,000円		57,325人 (22年度)		
市民税	所得割	6.0%				
法 人 市 民 税	均 等 割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	19 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	8 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	188 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	23 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	159 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	46 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	508 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	18 社		
		上記以外の法人等	年額 5万円	2,416 社		
		合 計			3,385 社	
法人 税 割		$\frac{14.7}{100}$				
軽 自 動 車 税	原動機付自転車			(課税台数)		
	ア	第1種原付50cc以下	年額 1,000円	12,240台		
	イ	第2種原付(乙) 50cc超90cc以下	年額 1,200円	2,059台		
	ウ	第2種原付(甲) 90cc超125cc以下	年額 1,600円	1,233台		
	エ	ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25KW超0.6KW以下)	年額 2,500円	72台		
	軽自動車及び小型特殊自動車					
	ア	2輪のもの	年額 2,400円	1,119台		
	イ	3輪のもの	年額 3,100円	2台		
	ウ	4輪以上のもの	乗用のもの	営業用	年額 5,500円	7台
			貨物用のもの	自家用	年額 7,200円	27,506台
				営業用	年額 3,000円	176台
				自家用	年額 4,000円	11,061台
	エ	農耕作業用自動車	年額 1,600円	64台		
オ	ポートトレーラー	年額 2,400円	12台			
カ	その他のもの	年額 4,700円	98台			
キ	2輪の小型自動車	年額 4,000円	1,369台			
				計57,018台		

市たばこ税	1,000本につき4,618円(旧3級品以外) 1,000本につき2,190円(旧3級品)	6社
入湯税	1人1日について150円	1社
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$ (償却資産含む)	47,653人
都市計画税	$\frac{0.28}{100}$	26,623人
特別土地保有税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$	—

(2) 納税義務者数(課税状況調)

市民税

ア 個人

(22.7.1現在・単位：人)

区分	年	18	19	20	21	22
普通徴収		27,023	26,798	26,572	28,908	15,545
特別徴収(給与)		30,817	31,478	31,907	29,465	30,740
特別徴収(年金)		—	—	—	—	11,040
計		57,840	58,276	58,479	58,373	57,325

イ 法人

(22.7.1現在・単位：人)

区分	年	18	19	20	21	22
法人均等割納税義務者数		3,234	3,302	3,336	3,381	3,385

(3) 固定資産概要調書

ア 土地

(23.4.1現在)

区分	地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	計
地積	評価総面積(m ²)	8,612,407	6,683,527	24,158,072	27,432	60,724,331	100,729	3,854,505	104,161,003
	法定免税点以上(m ²)	7,696,260	5,366,546	24,005,658	19,526	58,257,760	65,998	3,760,329	99,172,077
決定価格	総額(千円)	1,606,290	1,886,785	524,879,971	65,242	933,627	3,076	31,326,060	560,701,051
	法定免税点以上(千円)	1,524,226	1,838,512	523,540,339	65,006	894,100	2,037	31,149,335	519,013,555
課税標準額(千円)		1,256,156	1,324,308	209,663,705	44,395	891,655	1,863	21,198,984	234,381,066
筆数	評価総筆数	13,979	12,804	110,729	33	8,785	206	9,907	156,443
	法定免税点以上	12,277	9,577	108,617	25	6,834	154	8,368	145,852
単当たり価格	平均価格(円/m ²)	187	282	21,727	2,378	15	31	8,127	5,383
	最高価格(円/m ²)	51,931	59,891	88,588	21,344	1,304	10,692	79,088	88,588

イ 家屋

(23. 4. 1 現在)

区 分		総 数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構 成 ($\frac{B}{A}$)
納 税 義 務 者 (人)		42,496	4,993	37,503	88.25
棟 数	木 造	54,994	5,803	49,191	89.45
	木 造 以 外	20,431	274	20,157	98.66
	計	75,425	6,077	69,348	91.94
床 面 積 (㎡)	木 造	4,597,530	329,715	4,267,815	92.83
	木 造 以 外	4,422,386	5,422	4,416,964	99.88
	計	9,019,916	335,137	8,684,779	96.28
決 定 価 格 (千円)	木 造	88,810,580	443,412	88,367,168	99.50
	木 造 以 外	150,860,063	19,480	150,840,583	99.99
	計	239,670,643	462,892	239,207,751	99.81
単 位 当 価 格 (円/㎡)	木 造	19,317	1,345	20,705	—
	木 造 以 外	34,113	3,593	34,150	—

ウ 償却資産

(23. 4. 1 現在)

区 分		決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課 税 標 準 の 特 例 規 定 の 適 用 を 受 け る も の	左 記 以 外 の も の
市 決 長 定 が し 価 た 格 も を の	構 築 物	32,494,731	31,873,886	267,473	31,606,413
	機 械 及 び 装 置	116,824,181	113,687,317	839,963	112,847,354
	船 舶	3,544,837	1,799,340	1,745,498	53,842
	車 両 及 び 運 搬 具	705,331	705,331	0	705,331
	工 具 器 具 備 品	14,204,757	14,172,623	19,569	14,153,054
	小 計 (イ)	167,773,837	162,238,497	2,872,503	159,365,994
法 関 第 三 八 九 条 係	総 務 大 臣	39,013,082	35,771,320		
	県 知 事	69,446	52,085		
	小 計 (ロ)	39,082,528	35,823,405		
合 計 (イ) + (ロ)		206,856,365	198,061,902		

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況（滞納繰越分含む）

（単位：千円）

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
18	19,682,510	18,398,607	93.48 %
19	22,970,636	21,865,648	95.19
20	21,061,185	19,968,847	94.81
21	19,681,439	18,587,636	94.44
22	20,074,504	18,972,600	94.51

イ 平成22年度税目別収納状況

（単位：千円）

税 目		調 定 額	収 納 額	収 納 率
市 民 税	個 人	5,799,754	5,439,230	93.78 %
	法 人	2,272,509	2,258,164	99.37
	小 計	8,072,263	7,697,394	95.36
固 定 資 産 税		9,758,691	9,163,138	93.90
交 付 金		12,667	12,667	100.00
特 別 土 地 保 有 税		9,694	0	0.00
軽 自 動 車 税		288,800	260,871	90.33
市 た ば こ 税		792,149	792,149	100.00
入 湯 税		375	375	100.00
都 市 計 画 税		1,139,865	1,046,006	91.77
総 計		20,074,504	18,972,600	94.51

(5) 納税貯蓄組合

区 分		年 度	18	19	20	21	22
組 合 数	地 域 組 合		33	33	30	29	29
	職 域 組 合		1	1	—	—	—
	計		34	34	30	29	29
課 税 者 数 (人)	地 域 組 合		1,657	1,766	1,463	1,391	1,391
	職 域 組 合		50	50	—	—	—
	計		1,707	1,816	1,463	1,391	1,391
期 限 内 納 付 額 (千円)	地 域 組 合		171,582	192,239	173,857	147,672	131,092
	職 域 組 合		24,695	14,191	—	—	—
	計		196,277	206,430	173,857	147,672	131,092
市 税 調 定 額 (県 民 税 含 む) (千円)	地 域 組 合		176,949	198,551	177,859	153,473	136,423
	職 域 組 合		25,189	14,615	—	—	—
	計		202,138	213,166	177,859	153,473	136,423
納 付 率 (%)	地 域 組 合		96.97	96.82	97.75	96.22	96.09
	職 域 組 合		98.04	97.10	—	—	—
	計		97.10	96.84	97.75	96.22	96.09

6 職 員

(1) 職員数

(23.4.1現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市長事務部局	667	402	212	5		619
水道局	50	20	19			39
消防長の事務部局	134	126				126
議会の事務部局	10	9				9
教育委員会の事務部局	41	34	2		6	42
その他の教育機関	72	3	10	31	6	50
選挙管理委員会の事務部局	4	2				2
監査委員の事務部局	3	3				3
農業委員会の事務部局	7	6				6
派遣職員	3	2				2
合 計	991	607	243	36	12	898

注1：実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2：新居浜市職員定数条例（抜粋）

（定数外の職員）

第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(2) 一般行政職の級別職員数の状況

(23.4.1現在)

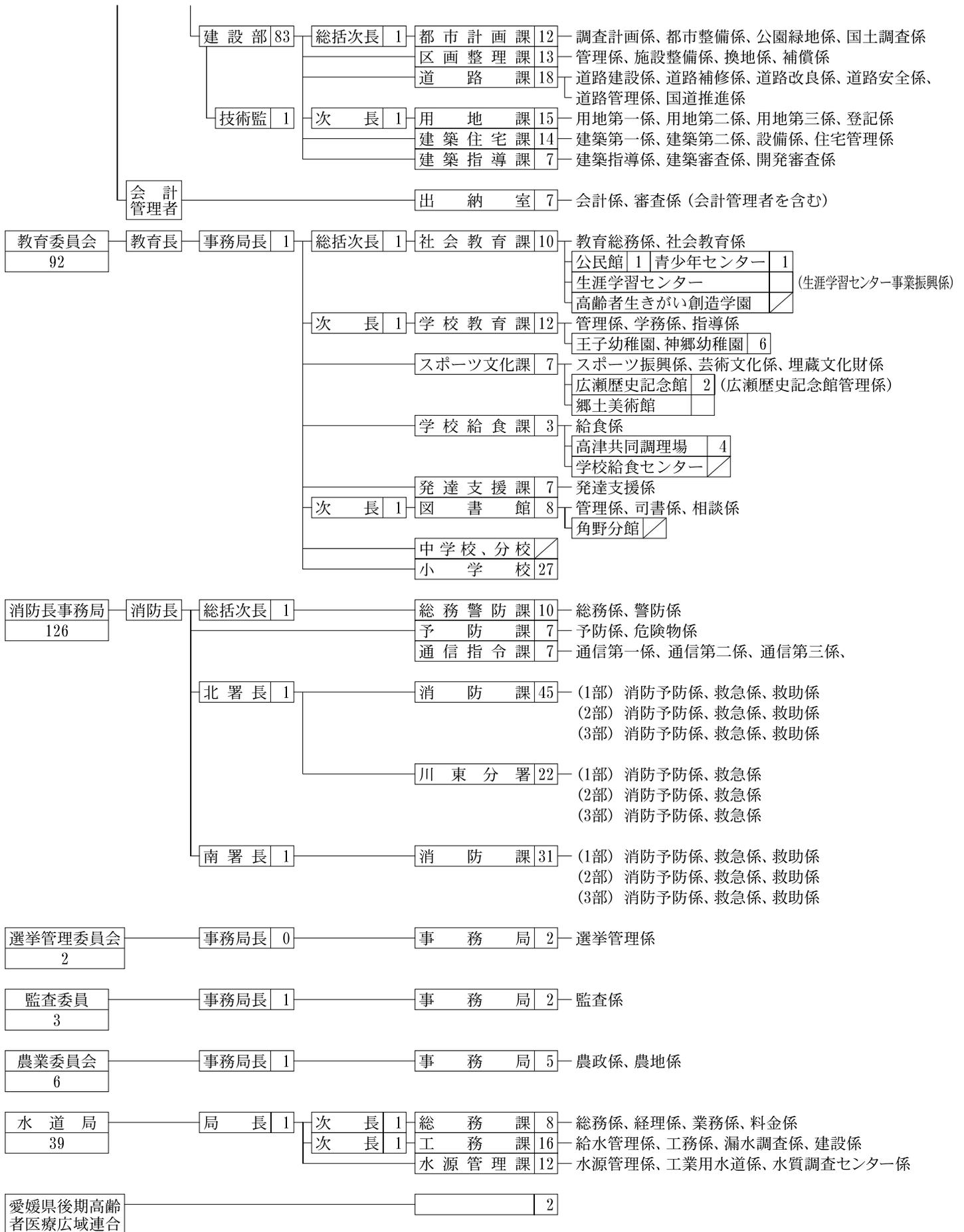
区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
代表的な職名	部長	次長	課長 主幹 技幹	副課長 専門員係長 専門員主査	係長 主査	主任	上級 主事	主事	
職員数(人)	9	19	55	97	155	112	31	28	506
構成比(%)	1.8	3.8	10.9	19.2	30.6	22.1	6.1	5.5	100.0

注：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

7 行政機関と職員数

(23.4.1現在)

議 会 9	事務局長 1	議 事 課 8	庶務係、議事係、調査係			
市 長 619	副市長	企画部 52	総合政策課 11	政策調整係、企画統計係、行政改革推進係		
			総括次長 1	秘書広報課 7	秘書係、広報係、広聴係	
				財政課 8	財政調整係、財政情報係	
				情報政策課 9	システム開発係、システム管理係、情報化推進係	
				別子銅山文化遺産課 2	文化遺産係	
				総合文化施設準備室 4	施設建設係	
				港湾管理課 8	管理係、計画係、建設係	
				次長 1		
				総務部 101	総 務 課 6	法制係、事務管理係
				総括次長 1	人 事 課 16	人事係、給与係、研修厚生係、健康管理係
		契 約 課 6	契約係、工事検査班			
		管 財 課 10	財産係、財産整理係、車両係			
		市 民 税 課 15	税制係、市民税係、諸税係			
		資 産 税 課 25	土地係、家屋係、償却資産係			
	次 長 1	収 税 課 17	納税管理係、収税係			
		債権管理対策室 3	債権管理対策係			
	福祉部 203	地域福祉課 14	地域福祉係、障がい福祉係			
	総括次長 1	生活福祉課 15	援護第一係、援護第二係			
		介護福祉課 16	介護総務係、事業所指導係、介護保険料係、 介護認定係、高齢福祉係			
		地域包括支援センター 6	(介護予防係、包括支援係)			
		児童福祉課 13	保育係、子育て支援係、母子児童係			
		清光寮 1	保育園 79			
	次 長 1	国 保 課 24	賦課係、徴収係、給付係、医療費適正化係、後期高齢者医療係			
		保健センター 17	健康推進係、成人保健係、母子保健係、感染症予防係、精神保健係			
		慈 光 園 5	管理係			
		東 新 学 園 10	管理係、指導第一係、指導第二係、指導第三係			
	市民部 58	総括次長 1	市民活動推進課 5	協働推進係、地域交流係		
			消費生活センター 3	(消費者行政係)		
			防 災 安 全 課 5	危機管理係、防災情報係、安全対策係		
			人 権 擁 護 課 5	人権擁護係、人権啓発係		
			瀬戸会館	大島教育集会所		
			男女共同参画課 3	男女共同参画係		
			市 民 課 27	庶務係、窓口係、記録係、住居表示係、国民年金係		
			上 部 支 所 5	市民係		
			川 東 支 所 3	市民係		
	環境部 62	総括次長 1	環境保全課 11	環境政策係、環境保全係、衛生係		
			斎場			
	次 長 1	ごみ減量課 8	ごみ業務係、ごみ減量係、まち美化係			
		環境施設課 3	施設整備係			
		清掃センター 5	(償却施設管理係、リサイクル施設管理係)			
		最終処分場 1				
		衛生センター 3	(衛生センター管理係)			
		下水道管理課 9	経理係、業務係			
		下水道処理場 4	(下水道処理場管理係)			
		下水道建設課 15	計画係、公共下水道係、河川水路係、維持管理係			
	経済部 53	商工労政課 8	商工係、労政係			
		工業試験場	勤労青少年ホーム			
		運輸観光課 15	運輸企画係、観光物産係、渡海船係			
		端出場温泉保養センター	東平記念館			
	次長 1	農林水産課 12	農政係、漁政係、林政係			
	総括次長 1	農地整備課 8	管理係、土地改良係、法定外公共物係			
		別子山支所 7	総務係、住民係、厚生係、経済係			



8 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職 名		18. 4 改正 18. 4 適用	22. 4 改正 22. 4 適用	23. 4 改正 23. 4 適用
市 長	月額	994,000	992,000	992,000
副 市 長 (総 括)	”	810,000 (19.4 助役より改正)	809,000	809,000
副 市 長 (特 命)	”	710,000 (21.4 新設)	709,000	709,000
監 査 委 員	”	459,000	458,000	458,000
固 定 資 産 評 価 員	”	314,900	314,300	314,300
教 育 長	”	683,000	682,000	682,000
教 育 委 員 会 委 員 長	”	151,500	151,200	151,200
教 育 委 員 会 委 員	”	126,600	126,400	126,400
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	日額	(月額) 49,300	(月額) 49,200	23,000
選 挙 管 理 委 員	”	(月額) 37,600	(月額) 37,500	21,000
選 挙 管 理 委 員 補 充 員	”	14,100	14,100	14,100
監 査 委 員 (非 常 勤)	月額	252,100	251,600	251,600
監 査 委 員 (議 会 選 任)	”	52,300	52,200	52,200
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	日額	14,100	14,100	14,100
公 平 委 員 会 委 員 長	”	15,600	15,600	15,600
公 平 委 員 会 委 員	”	15,600	15,600	15,600
農 業 委 員 会 会 長	月額	63,000	62,900	62,900
農 業 委 員 会 会 長 代 理	”	49,300	49,200	49,200
農 業 委 員 会 委 員	”	44,400	44,300	44,300
農 業 委 員 会 部 会 長	”	49,300	49,200	49,200
選 挙 長	日額	19,900	19,900	19,900
開票管理者及び投票所の投票管理者	”	18,200	18,200	18,200
開票立会人、選挙立会人及び投票所の投票立会人	”	14,100	14,100	14,100
法令又は条例の規定により出頭した選挙人、 その他関係者	”	9,000	9,000	9,000
法令又は条例の規定により公聴会に参加した者 の実費弁償	”	9,000	9,000	9,000

※ 平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(総括)及び副市長(特命)とした。

(2) 職員給与

ア 補職別平均給料

(23.4.1 現在)

区分 補職	人員 人	給料 円	勤続年数		年齢		最 高				最 低					
			年	月	歳	月	給料 円	勤続年数		年齢	給料 円	勤続年数		年齢		
								年	月			歳	月		年	月
部長相当職	11	468,964	36	3	58	4	472,600	37	1	59	4	468,600	34	1	56	3
次長相当職	25	444,084	34	3	56	0	454,927	37	1	59	3	440,600	30	1	53	5
課長相当職	52	424,193	31	9	54	1	447,756	36	1	59	8	413,700	27	1	50	9
主・技幹相当職	26	421,719	32	3	54	0	444,171	40	1	58	2	407,300	24	1	49	0
副課長相当職	145	400,051	27	8	50	1	430,925	36	1	59	0	383,100	24	1	47	5
係長相当職	145	365,881	21	0	43	5	416,983	39	1	57	8	342,500	16	1	38	2
主査相当職	117	348,463	22	7	44	9	410,211	38	1	57	10	326,700	15	1	37	0
主任相当職	197	288,082	13	8	35	5	325,800	17	1	40	8	258,200	8	1	30	7
主事相当職	138	202,910	4	10	27	0	296,800	17	1	39	10	140,100	0	1	18	1
技能労務職	36	371,113	24	1	50	5	413,597	34	1	59	4	299,100	19	1	37	9
教育職	6	442,501	29	3	52	4	475,036	34	1	56	10	385,122	22	1	44	6
計	898	336,172	19	10	42	2										

※ 係長相当職には、専門員係長及び専門員主査を含む。

イ 初任給

初級（高校卒）	行政職	140,100円
中級（短大卒）	”	152,800円
上級（大学卒）	”	172,200円

ウ ラスパイレス指数

年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
指数	102.6	103.0	101.9	100.3	101.3	99.8	100.4	101.5	101.6	101.9

(3) 旅費

(単位：円)

区分	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
1. 市長等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2. 行政職給料表 4級以上の職務にある者	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3. 行政職給料表 3級以下の職務にある者	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

- 備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅行する場合若しくは公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合であって、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。

9 職 員 研 修

職員研修実施内容（平成22年度）

(1) 基本研修

研修名	対象者	研修内容	受講者数	日数	会場・講師等
第1部	22年4月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。	18人	1日 計6日	5階大会議室、32会議室 アビリティセンター(株) 山崎節子 庁内講師 フォローアップ研修有り 3市合同研修有り 石鎚ふれあいの里(西条市)
第2部	採用後1年 経過職員	職務を遂行する上に必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。(施設体験研修を含む。)	13	計4	産業遺産研修 旧別子 事前研修 41会議室、山田社宅 ※産業遺産研修は新規採用職員18名も受講 特別養護老人ホームで1日間体験研修 合同研修 5階大会議室
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。(施設体験研修を含む。)	15	計2	ジャスコ2階会議室 アットヒューマンコンサルティング 合田準、庁内講師 5階大会議室
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則を体系的に理解させる。	26	1	5階大会議室 まちづくり協働オフィス 吉川貴士 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	33	1	コミュニティ防災センター 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。	23	2	5階大会議室 社団法人日本経営協会 阪口 武
第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。	23	1	5階大会議室 アットヒューマンコンサルティング 合田準
第8部	課長、主幹、 技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。	25	1	5階大会議室 アットヒューマンコンサルティング 合田準

(2) 特別研修

研修名	対象者	受講者数	日数	会場・講師等
特別研修 「臨時・非常勤職員研修」	窓口担当及び市民対応の 多い臨時・非常勤職員	40人	1日	5階大会議室
副市長ミーティング	副課長昇任者	25	5 (5班)	副市長応接室
特別研修 「メンタルヘルス研修」	各課所ごとに管理職1人	69	1	コミュニティ防災センター
特別研修 「広報研修(デジタルカメラ研修)」	関係課所職員	60	1 (2班)	コミュニティ防災センター
特別研修 「交通安全研修」	係長以下	571	3 (3班)	コミュニティ防災センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
特別研修 「男女共同参画研修」	男女共同参画施策推進連絡協議会委員及び希望職員	27 ^人	1 ^日	5階大会議室
〇A研修 情報セキュリティ(eラーニング) 個人情報一般コース	過去4カ年未受講者 平成22年度採用職員	68	—	庁内LAN接続パソコン
〇A研修 情報セキュリティ(eラーニング) 情報セキュリティ一般コース	総務部・福祉部・市民課 の職員	316	—	庁内LAN接続パソコン
〇A研修 Access 実践編	庁内人選	5	11 (4課)	情報政策課
特別研修 「アサーティブコミュニケーション講座」	希望職員	29	1	コミュニティ防災センター
特別研修 「経営品質ビデオ講座」	希望職員	9	1	応接会議室
特別研修 「協働のためのワークショップ」	生涯学習推進担当者及び 希望職員	45	1	コミュニティ防災センター
特別研修 「第五次新居浜市長期総合計画」	管理職	225	1	コミュニティ防災センター
市長ミーティング	平成20～22年度採用試験	40	3 (4班)	市長応接室

(3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
地区別人権・同和教育懇談会庁内 事前研修	全職員	564 ^人	5 ^日 (11班)	コミュニティ防災センター 別子山支所
地区別人権・同和教育懇談会	全職員	585	7月～ 8月	各校区内公民館 自治会館ほか
第1回 人権・同和教育主担者養成 研修	主担者	40	1	コミュニティ防災センター
第2回 人権・同和教育主担者養成 研修	主担者	34	1	コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング	主査、副課長昇任者	51	1	コミュニティ防災センター
人権講演会	全職員	997	2 (3班)	市民文化センター中ホール
人権・同和教育職場研修	全職員	全職員	1月～ 2月	各職場

(4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
広報広聴	庁内人選	1 ^人	11 ^日	千葉市
住民税課税事務	庁内人選	2	11	千葉市
住民行政事務	庁内人選	1	9	千葉市
市町村税徴収事務	庁内人選	1	11	千葉市

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
人口減少時代の子育て支援	庁内人選	1 ^人	5 ^日	千葉市
財政運営	庁内人選	1	11	千葉市
固定資産税課税事務（土地）	庁内人選	1	11	千葉市
法令実務A	庁内人選	1	5	千葉市
高齢者福祉と介護保険	庁内人選	1	9	千葉市
自治体経営改革Ⅱ人事制度改革と人事評価	庁内人選	1	5	千葉市
議会事務	庁内人選	1	9	千葉市
地方自治制度（研修講師養成）	庁内人選	1	11	千葉市
ブラッシュアップ女性リーダー	庁内人選	1	9	千葉市
これからの管理職	庁内人選	1	4	千葉市
住民の視点に立った消費者行政の展開	庁内人選	1	5	千葉市
監査委員特別講座	庁内人選	1	3	千葉市

(5) 電源地域振興センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
問題解決・企画立案能力開発講座	庁内人選	1 ^人	3 ^日	東京都中央区
ファシリテータ能力開発講座	庁内人選	1	2	東京都中央区
少子高齢社会における地域づくりを学ぶ	庁内人選	1	2	東京都中央区

(6) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
地方公務員の給与制度の実務	庁内人選	1 ^人	4 ^日	大津市
自治体財政入門	庁内人選	1	3	大津市
地域で支える子育て支援	庁内人選	1	3	大津市
人事制度改革と自治体経営	庁内人選	1	5	大津市
使用料等の徴収・債権回収のあり方と具体的手法	庁内人選	1	5	大津市
入札契約制度の改革	庁内人選	1	3	大津市

(7) 愛媛県研修所派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
行政法講座	庁内人選	2 ^人	3 ^日	松山市
民法講座	庁内人選	1	3	松山市
地方自治法講座	庁内人選	2	2	松山市
法制執務講座	庁内人選	2	2	松山市
広報とマスコミ対応講座	庁内人選	2	2	松山市
経営分析基礎講座	庁内人選	1	3	松山市
問題解決基礎講座	庁内人選	1	3	松山市
問題解決能力講座	庁内人選	1	2	松山市
折衝力・交渉力講座	庁内人選	1	2	松山市
コミュニケーション能力向上講座	庁内人選	1	2	松山市
ロジカルシンキング講座	庁内人選	2	2	松山市
マネジメント能力講座	庁内人選	1	2	松山市
協働型政策立案講座	庁内人選	2	2	松山市
コーチング講座	庁内人選	1	2	松山市
CS(生活者満足度)講座	庁内人選	2	2	松山市
文章力向上講座	庁内人選	2	2	松山市
研究・技術開発力向上講座	庁内人選	1	3	松山市
政策立案基礎講座	庁内人選	1	3	松山市
政策形成講座	庁内人選	1	3	松山市
財務運営実務(財務書類作成・分析)講座	庁内人選	1	3	松山市
土木職員技術研修	庁内人選	3	6	松山市
メンタルヘルス講座	庁内人選	2	2	松山市
危機管理(地震災害対策)講座	庁内人選	2	2	松山市
市町中堅職員研修	庁内人選	3	5	松山市
市町係長級研修	庁内人選	4	4	松山市
市町課長級研修	庁内人選	2	2	松山市

(8) 消 防

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県消防学校「初任教育」	担当者	4 ^人	178 ^日	松山市
愛媛県消防学校「救助科」	担当者	1	40	松山市
愛媛県消防学校「新救助技術講習」	担当者	2	4	松山市
愛媛県消防学校「救急科」	担当者	4	61	松山市
愛媛県消防学校「初級幹部科」	担当者	1	11	松山市
愛媛県消防学校「予防査察科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「警防科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「火災調査科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校 「地震体験車捜査員講習会」	担当者	3	1	松山市
愛媛県消防学校「救助科」 惨事ストレス聴講	担当者	6	1	松山市
愛媛県消防学校「救助科」 放射線災害、放射線安全管理聴講	担当者	1	1	松山市
救急救命士養成研修	担当者	1	206	広島市

(9) 四国地方整備局

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
河川技術研修	庁内人選	1 ^人	5 ^日	高松市

(10) 愛媛県派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	2 ^人	365 ^日	愛媛県

(11) 日本経営協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
職員採用における課題とその解決策	担当者	1 ^人	1 ^日	岡山市
採用面接官養成講座	担当者	1	2	東京
職員研修をめぐる課題検討講座	担当者	1	2	東京

(12) 人権教育

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
第62回全国人権・同和教育研究大会	庁内人選	1人	4日	佐賀市

(13) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
市民経済委員会所管事務調査同行	担当者	1人	4日	帯広市 他
福祉教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	松本市 他
企画総務委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	甲州市 他
環境建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	紋別市 他
議会運営委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	奥州市 他
都市基盤整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	茅野市 他
行財政改革調査特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	小松市 他
地域産業振興対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	太田市 他

(14) 日本下水道事業団

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
計画設計コース 事業計画(認可)・流総計画	担当者	1人	11日	戸田市
実施設計コース 管きよ設計Ⅱ	担当者	1	18	戸田市

(15) 日本広報協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
危機管理セミナー	担当者	1人	3日	東京
広聴セミナー	担当者	1	3	東京
映像セミナー	担当者	1	3	東京
広報基礎講座京都セミナー	担当者	1	2	京都市

(16) 自治大学校

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
通信研修オリエンテーション	担当者	1 ^人	2 ^日	東京
第1部・第2部特別課程	担当者	1	25	東京

(17) 日本環境衛生センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
廃棄物処理施設の長寿命化計画実務セミナー	担当者	1 ^人	1 ^日	倉敷市
破碎・リサイクル施設コース (管理課程)	担当者	1	5	大阪

(18) その他

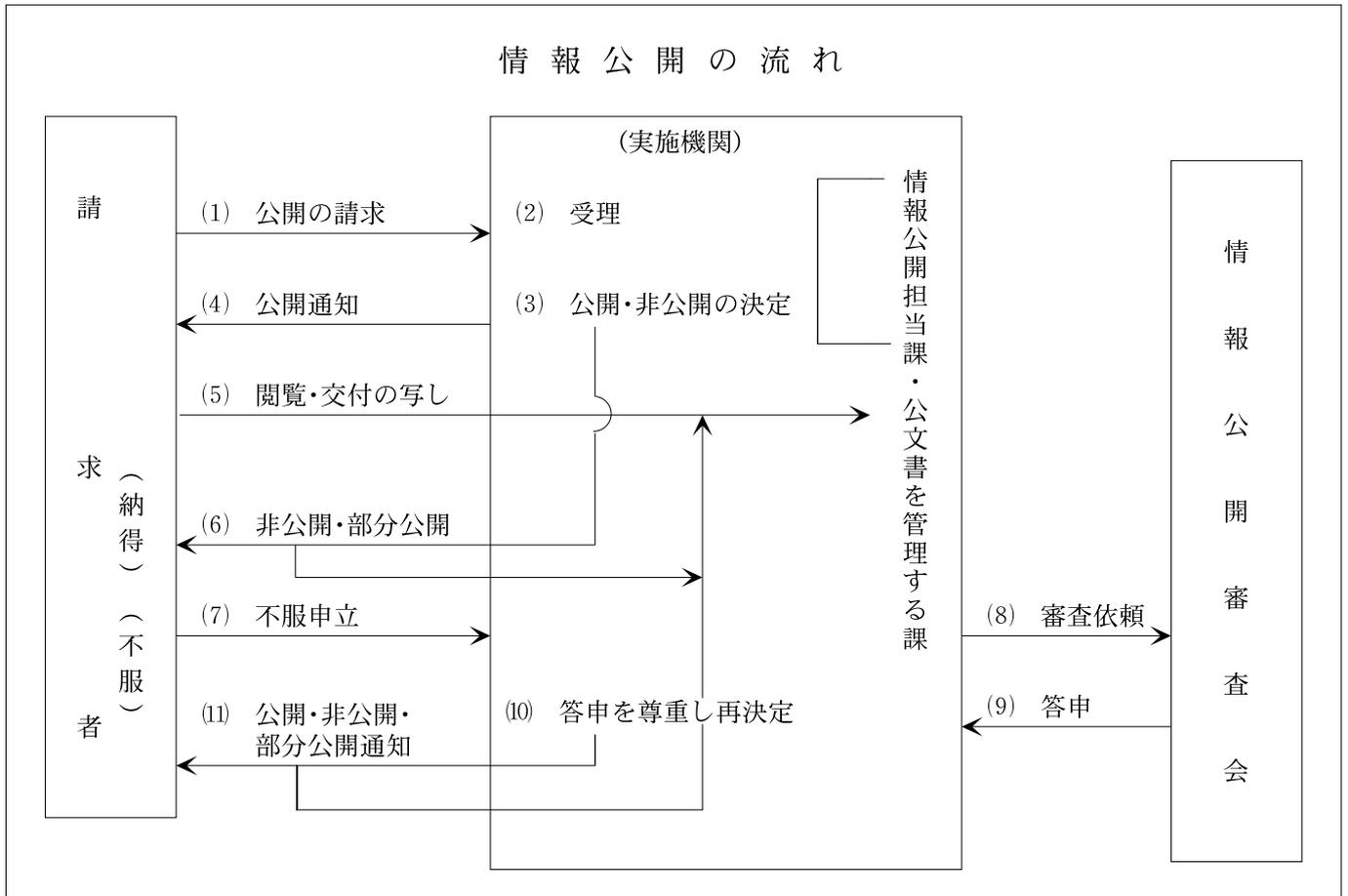
研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
中国・四国ブロック徴収事務研修会	担当者	1 ^人	3 ^日	岡山市
防災無線先進地視察	担当者	1	2	敦賀市
NPO活動推進自治体フォーラム (島根大会)	担当者	1	2	松江市
全国都市税財政主管者研修会	担当者	1	1	東京
公務人材開発協会 人材開発研究会	担当者	1	2	東京

10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の市政に対する理解を深め、公正で開かれた市政を推進するために、市が持っている行政情報(公文書)を広く公開・提供するもので、

平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 情報公開の請求から公開までの手続き



(2) 不服申立て

非公開の決定に不服があるときは、決定のあった日の翌日から60日以内に、市に対して、行政不服審査法による不服申立てができる。

この場合、市では、公正な判断を行うため学識経験者で組織する「新居浜市情報公開審査会」に審査を依頼し、その意見を尊重して公開するかどうかを再決定することになる。

(3) 情報公開制度の運用状況

新しい新居浜市情報公開条例では、資料(公文書)について、誰でも情報公開請求ができることとしている。

表(1) 公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	21		22	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	10	1	14	8
部分公開	12	0	10	1
非公開	0	0	3	0
不存	2	0	2	0
在				
不服申立	0	0	0	0
取下げ	0	0	0	0
合計	24	1	29	9

注：実施機関とは、市長（水道局を含む）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産税評価審査委員会、議会のことをいう。

11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、プライバシーの保護等個人の権利利益を保護するため、市における個人情報の収集、利用、管理等、個人情報の適正な取扱いを定めるとともに、自己情報の開示、訂正又は利用停止の権利を保障するもので、平成19年度に新居浜市個人情報保護条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 対象情報及び個人情報取扱事務の届出

個人に関する情報が対象となり、電算処理情報に限らず、手作業による処理情報を含む全ての個人情報を対象とする。市で個人情報を取り扱う事務については、届出制とし、市長が一元管理し、届出された個人情報取扱事務は、行政資料室において一般の閲覧に供している。

(2) 個人情報の収集

個人情報の収集は、本人からの収集を原則としている。ただし、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は出版、報道等により公にされているときなどは例外とする。また、思想信条等の要注意情報については、行政事務執行上や

むを得ない場合を除き、収集しないことにしている。

(3) 個人情報の利用及び提供

個人情報は、個人情報取扱事務の目的内で利用又は提供することを原則としている。目的外に利用又は提供する場合は、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は緊急かつやむを得ないときなどに限る。

(4) 自己情報の開示の請求及び訂正又は利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人に限り自己に係る個人情報の開示及び訂正、利用停止の請求ができる。

(5) 不服申立て

個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定に不服があるときは、行政不服審査法による不服申立てができる。

この場合、公正な判断を行うため、不服申立ての審査や個人情報保護制度の重要な事項に対して建議するため学識経験者で組織する「新居浜市個人情報保護審議会」に審査を依頼し、その答申を尊重して再決定することになる。

(6) 個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の運用状況とともに市政だよりで毎年1回公表している。平成22年度実施機関における個人情報取扱事務件数は、502件である。

表(1) 自己に係る個人情報請求の実施機関別件数と処理状況

申請 (申出)区分 実施機関	21		22	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
開示	3	0	0	0
部分開示	1	1	0	0
不開示	0	0	0	0
不存	2	0	0	0
在				
取下げ	0	0	0	0
不服申立	0	0	0	0
合計	6	1	0	0